

令和7年11月13日

企業型確定拠出年金実施事業主 御中

東京海上日動火災保険株式会社

自動移換にかかる手数料改定のお知らせ

企業型確定拠出年金を実施されている事業主の皆様方には、従前より、確定拠出年金法（関係規定：同法施行令第46条の2）に基づき、退職される従業員の方々に対する、退職後の確定拠出年金の手続きに関する情報提供・説明のご配慮・ご対応をいただいているところと承知しております。

今般、国民年金基金連合会及び特定運営管理機関において、自動移換業務の費用の増加に対応するため、下記のとおり手数料の見直しが行われました。

今回の手数料見直しは、管理手数料と移換手数料（下表※2、3）のみであり、新規自動移換手数料や裁定手数料に変更はありません。

この手数料の見直しについては、令和7年10月1日から、iDeCo公式サイト（<https://www.ideco-koushiki.jp>）において、公表されていますが、企業型確定拠出年金資格喪失者（退職者）が、自動移換者となることを防止するためには、退職者が貴事業所を退職される際に適切に情報を得られることが重要です。

事業主の皆様方におかれましては、退職予定者に対して、退職後の企業型確定拠出年金の扱い（他の確定拠出年金への移換手続きの必要性や脱退一時金等の給付要件）を周知いただくことと併せ、今回の自動移換手数料の見直しを含む自動移換のデメリット（資産運用ができない・管理手数料等が差し引かれる・自動移換中は老齢給付金を受けるための通算加入者等期間に算入されないため、受給開始の時期が遅れる可能性がある）についても、移換ご案内セット（電子版）を活用し周知を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手数料変更基準日 令和8年4月1日
2. 手数料新旧比較表（消費税込み）

手数料名称	旧	新	徴収主体	補足
新規自動移換手数料	1,048円/回		国民年金基金連合会	
※1	3,300円/回		特定運営管理機関	
管理手数料※2	0円/月	40円/月	国民年金基金連合会	新設
	52円/月	58円/月	特定運営管理機関	金額変更
移換手数料※3	1,100円/回	550円/回	特定運営管理機関	金額変更
裁定手数料※4	4,180円/回		特定運営管理機関	

- ※1 企業型確定拠出年金（企業型DC）から自動移換されるときにご負担いただく手数料。
- ※2 自動移換された日の属する月の4ヵ月後からご負担いただく手数料。年1回3月末に年度分をまとめて4月に個人別管理資産より徴収。令和8年4月分から新手数料を適用。
- ※3 自動移換から企業型DCや個人型確定拠出年金（iDeCo）、確定給付企業年金へ個人別管理資産を移換する際にご負担いただく手数料。令和8年4月以降の他制度への移換受付分から新手数料を適用。
- ※4 脱退一時金、死亡一時金、法34条裁定等給付を受ける際にご負担いただく手数料。

3. 移換ご案内セット（電子版）の改定について

弊社が提供する「移換ご案内セット（電子版）」の構成は従来どおり「転職・離職時のお手続きのご案内」チラシと「iDeCo移換ナビ」パンフレットの2部材で変更はございませんが、「iDeCo移換ナビ」の自動移換にかかる手数料の記載を2026年4月1日付で改定いたします。

改定内容の適用開始日は2026年4月1日、改定版の公開日（ダウンロード開始日）は別途ご案内いたします。

以上